

消 防 予 第 49 号  
消 防 危 第 43 号  
令 和 2 年 2 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長  
消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長  
( 公 印 省 略 )

#### 消防法令上の各種免状の取扱いに係る運用について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス対策本部決定）（以下「基本方針」という。）において、イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請とはしないものの、イベント等を主催する際には、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請がなされました。基本方針を踏まえて各都道府県が消防法令に基づき行っている各種講習の開催を延期等した場合には、下記のとおり各種免状を取り扱うことが適当であると考えられることから通知します。

貴職におかれましては、下記の事項が適切かつ円滑に行われるよう特段の配慮をされるとともに、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

##### 1 消防設備士講習について

消防設備士免状を有する者が受講しなければならない消防設備士講習については、消防法第17条の10及び消防法施行規則第33条の17の規定に基づき受講期限が規定されているところですが、基本方針を踏まえ、講習の開催を延期等した場合には、「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」（平成12年3月24日付け消防予第67号）第三6(4)の規定により、違反点数の計上に関して適切に対処するようお願いいたします。

## 2 危険物取扱者保安講習について

危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が受講しなければならない危険物取扱者講習については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 23 及び危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 58 条の 14 の規定に基づき受講期限が規定されているところですが、基本方針を踏まえ、講習の開催を延期等した場合には、「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準」（平成 3 年 12 月 19 日付け消防危第 119 号）別添第 3、4 (4) の規定により違反点数の計上に関して適切に対処するようお願いいたします。

## 3 その他

基本方針を踏まえ、消防設備点検資格者講習、防火対象物点検資格者講習、防災管理点検資格者講習、防火管理講習、防災管理講習及び自衛消防業務講習の開催についても、各登録講習機関においてその必要性が検討されています。

消防設備点検資格者免状、防火対象物点検資格者免状及び防災管理点検資格者免状について、交付を受けている者が受講しなければならない再講習の開催が延期された場合における各免状の取扱いについては、平成 12 年消防庁告示第 14 号（以下「第 14 号告示」という。）、平成 14 年消防庁告示第 9 号（以下「第 9 号告示」という。）又は平成 20 年消防庁告示第 20 号（以下「第 20 号告示」という。）に基づき、受講期限が規定されているところですが、登録講習機関は、第 14 号告示第一ただし書、第 9 号告示第一ただし書又は第 20 号告示第一ただし書に基づき、受講期限を 1 年間延長することができる旨、ご参考までにお知らせします。

（問い合わせ先）

消防庁予防課

担当：村田、伊良部、吉川

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

消防庁危険物保安室

担当：勝本、五味

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534